



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行：館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

10
2020

いつもお世話になっております。

秋の気配も次第に濃くなり穏やかな季節になってきました。

いかがお過ごしでしょうか。

それでは、今月の事務所便りをお届けします。

コラム

個人が企業発行ポイントを取得・使用した際の取扱い

9月1日にマイナポイント事業がスタートしましたが、一般の小売店でも買い物客が商品を購入する際に、同店が発行するポイントを付与し、次回以降の買い物の際に、例えば、1ポイント1円に換算して、決済代金の値引きや景品との交換などに使用できることも多いです。そこで、個人がそのポイントを商品購入の際に使用した場合、その取得又は使用したポイントについて、所得税の確定申告は必要になるでしょうか。

結論からいうと、原則として、確定申告する必要はありません。国税庁によると「一般的に企業が発行するポイントのうち決済代金に応じて付与されるポイントについては、そのポイントを使用した消費者にとっては通常の商取引における値引きと同様の行為が行われたものと考えられるので、こうしたポイントの取得又は使用については、課税対象となる経済的利益には該当しないものとして取り扱う」こととしており、非課税となります。

ただし、ポイント付与の抽選キャンペーンに当選するなどして臨時・偶発的に取得したポイントは、通常の商取引での値引きと同様の行為が行われたものとは考えられないので、そのポイントを使用した場合には、その使用したポイント相当額を使用した日の属する年分の一時所得の金額の計算上、総収入金額に算入する必要があります。

なお、ポイントを使用して医薬品の決済代金の値引きを受けた場合など、所得控除の対象となる支出にポイントを使用したことが明らかな場合には、①ポイント使用後の支払金額を基に所得控除額を計算する方法、②ポイント使用前の支払金額を基に所得控除額を計算するとともに、ポイント使用相当額を一時所得の総収入金額として算入する方法、のいずれかの方法により、所得金額及び所得控除額を計算しなければなりません。

また、個人事業者が備品等を購入する際に企業発行ポイントを使用した場合の経理処理については、①値引処理（ポイント使用後の支払金額を経費算入する処理）、②両建処理（ポイント使用前の支払金額を経費算入するとともにポイント使用額を雑収入に計上する処理）のいずれかの方法となります。例えば、①は「消耗品費 1,069 円／現金 1,069 円」、②は「消耗品費 1,090 円／現金 1,069 円・雑収入 21 円」の仕訳となります。

再確認

アルバイトの源泉徴収計算のポイント！副業かどうか

飲食店などでは、アルバイトを雇うことも少なくありません。アルバイトに対して給与の支払いをする場合には